

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 25 年 1 月 1 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

ミリオン（リザーブ ポートフォリオ）

2. 約款変更の理由

当ファンドは、換金代金の受渡日が換金申込日の翌営業日となっておりますが、一方、当ファンドとスイッチングが可能であるミリオンを構成する他のファンド（インデックスポートフォリオ、バランスポートフォリオおよびジャパン ドリーム ポートフォリオ）（以下「他の 3 ファンド」といいます。）は、換金代金の受渡日が換金申込日から起算して 4 営業日目となっております。

今般、当ファンドの換金代金の受渡日について、他の 3 ファンドの換金代金の受渡日と合わせるべく、換金申込日から起算して 4 営業日目以内の日に変更することといたします。

3. 約款変更の内容

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(償還金および一部解約金の支払い) 第 45 条 <略> 一部解約金(第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、 <u>第 49 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目以内の日から当該受益者に支払います。</u> ~ <略>	(償還金および一部解約金の支払い) 第 45 条 <同左> 一部解約金(第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、 <u>一部解約の実行の請求日の翌営業日から第 49 条第 1 項の受益者に支払います。</u> ~ <同左>

4. 変更の適用予定日

平成 25 年 1 月 1 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 24 年 10 月 22 日から平成 24 年 11 月 26 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 24 年 10 月 22 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 25 年 1 月 1 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社を買取請求必要書類を受理した日の基準価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 24 年 12 月 8 日から平成 24 年 12 月 28 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 24 年 10 月 22 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社